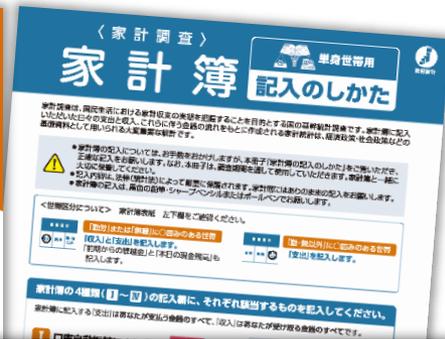


家計調査の調査方法の変更について

平成30年1月25日
総務省統計局

家計消費統計 – 家計調査の見直し

- 調査で使用する家計簿を一新し、電子マネーなど多様化する決済方法に対応するなど全面的に改正（約半数の調査世帯で平成30年1月調査から開始）
- レシート読取機能を備えたオンライン家計簿を順次導入



〈家計調査〉の家計簿記入は、
インターネットでの
オンライン入力が
ご利用いただけます。

24時間いつでも
ご都合の良い時間に



I 口座自動振替による支払

支払内訳 (種類、品名等)	金額
1 電気料金 (月分)	
2 うち 深夜電力 (月分)	
3 都市ガス料金 (月分)	
4 プロパンガス料金 (月分)	

II 口座への入金 (給与・年金等) [世帯主]

月々の給与

日付	収入項目	支払額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	本給 (月分)		所得税	
2	扶養(家族)手当		住民税	
3	俸給手当		健康保険料	

III 現金収入又は現金支出

品名、用途及び購入方法 (該当する番号を○で記入してください)	現金収入 (円)	現金支出 (円)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

IV クレジット・電子マネーなど現金以外による購入

品名、用途及び購入方法 (該当する番号を○で記入してください)	1	2	3	4	5	6	7	8	控除	金額
1									食料等は1か月分のみ記入し、単位	自分の店の商品は、販売額を記入します (円)
2										
3										
4										
5										
6										
7										

旧様式の家計簿も1年間、約半数の調査世帯で並行使用（調査変更の影響の有無・程度を評価）

東京都等の関東4都県から導入。7月以降全国展開（新家計簿対象世帯）

家計簿の改定（定期収入・控除項目のプレコード化）

口座振込が通例化している給与・賞与、公的年金については、共通的な手当、控除項目（税・社会保険料等）を含めプレコード化した口座入金ページを新設

世帯主のほか、配偶者その他の世帯員ごとに記入

II 口座への入金（給与・年金等）【世帯主】

月々の給与

※あらかじめ印刷されている項目以外の「収入項目」、「控除又は納付項目」は、その名称と金額を該当する欄の空いている行に記入してください。

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	本給(月分)		所得税	
2	扶養(家族)手当		住民税	
3	住宅手当		健康保険料	
4	通勤手当(月分)		介護保険料	
5	臨時外手当		厚生年金保険料	
6	() 手当		雇用保険料	
7	() 手当		財形貯蓄(年金・住宅・一般)	
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				

□口座振込額

賞与

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	賞与(ボーナス)		所得税	
2			健康保険料	
3			介護保険料	
4			厚生年金保険料	
5			雇用保険料	
6			財形貯蓄(年金・住宅・一般)	
7				
8				
9				

□口座振込額

年金・その他の収入

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	() 年金		介護保険料額	
2	() 年金		後期高齢者医療保険料額	
3	() 年金		所得税額及び復興特別所得税額	
4			個人住民税額	
5			国民健康保険料(税)額	
6				
7				
8				
9				

□口座振込額

【世帯主の配偶者】

※あらかじめ印刷されている項目以外の「収入項目」、「控除又は納付項目」は、その名称と金額を該当する欄の空いている行に記入してください。

(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
	所得税	
	住民税	
	健康保険料	
	介護保険料	
	厚生年金保険料	
	雇用保険料	
	財形貯蓄(年金・住宅・一般)	

□口座振込額

(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
	所得税	
	健康保険料	
	介護保険料	
	厚生年金保険料	
	雇用保険料	
	財形貯蓄(年金・住宅・一般)	

□口座振込額

(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
	介護保険料額	
	後期高齢者医療保険料額	
	所得税額及び復興特別所得税額	
	個人住民税額	
	国民健康保険料(税)額	

□口座振込額

(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
	介護保険料額	
	後期高齢者医療保険料額	
	所得税額及び復興特別所得税額	
	個人住民税額	
	国民健康保険料(税)額	

□口座振込額

【世帯主との続き柄】 (世帯主との続き柄を記入してください)

※あらかじめ印刷されている項目以外の「収入項目」、「控除又は納付項目」は、その名称と金額を該当する欄の空いている行に記入してください。

(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
	所得税	
	住民税	
	健康保険料	
	介護保険料	
	厚生年金保険料	
	雇用保険料	
	財形貯蓄(年金・住宅・一般)	

□口座振込額

(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
	所得税	
	健康保険料	
	介護保険料	
	厚生年金保険料	
	雇用保険料	
	財形貯蓄(年金・住宅・一般)	

□口座振込額

(円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
	介護保険料額	
	後期高齢者医療保険料額	
	所得税額及び復興特別所得税額	
	個人住民税額	
	国民健康保険料(税)額	

□口座振込額

これまででは、日々の収支記帳事項として、本給・諸手当、税・社会保険料の控除（拠出）事項をそれぞれ収入・支出に分けて記載。

※近年は給与の口座振込が一般的であり、合わせて振込額全額を現金支出として記載

日(曜日)

I 現金収入又は現金支出			
(1) 収入の種類又は支出の品名及び用途	(2) 現金収入 (円)	(3) 数量	(4) 現金支出 (円)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
合計			

家計簿の改定（日次収支記帳）

日次収支様式を標準 1 ページから見開き 2 ページに拡張。クレジット払いに加え、電子マネー、デビットカード等の現金以外の支払い方法の選択肢を充実（決済手段のプレコード化）

日(曜日)

I 現金収入又は現金支出

(1) 収入の種類又は支出の品名及び用途	(2) 現金収入 (円)	(3) 数量	(4) 現金支出 (円)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
合計			

本日の現金残高 円

II クレジットカード、掛買い、月賦による

購入又は現物(もいれ) (現物給付を含む。) 金買。自分の店の商品
 * 掛買いで購入したときは、「1」一括払い購入、月賦で購入したときは、「2」分割払い購入を○で読みます。
 * 現物とは、よそからもらい物したり、勤め先から定期券等を支給されたりした場合、また、自家産のものを家計に取り入れたり、自分の店の商品を家計にまわしたりした場合はいいです。
 * それらの品物を入庫した際に入庫します。

(1) 品名及び購入方法 ※の欄に入るものを○で囲んでください	1 2 3 4 5	(2) 数量	(3) 金額 ※は、金額欄(現金を含む)は見解欄
1	1 2 3 4 5		
2	1 2 3 4 5		
3	1 2 3 4 5		
4	1 2 3 4 5		
5	1 2 3 4 5		
6	1 2 3 4 5		
7	1 2 3 4 5		
8	1 2 3 4 5		
9	1 2 3 4 5		
10	1 2 3 4 5		

備考

日(曜日)

III 現金収入又は現金支出

① 収入の種類又は支出の品名及び用途	② 現金収入 (円)	③ 数量		④ 現金支出 (円)
		食料品は1か月の目安を入力します	単位	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
合計				

本日の現金残高 円

IV クレジット・電子マネーなど現金以外による購入

※プリペイド(買払い)方式の電子マネー(Suicaなど)で商品・サービスを購入したときは、「3」(プリペイド)を○で囲んでください。
 ※クレジットカード(買払い)方式の電子マネー(ETCなど)で商品・サービスを購入したときは、「4」(プリペイド)を○で囲んでください。

① 品名、用途及び購入方法 (該当する番号を○で囲んでください)	② 数量								③ 金額 自分の店の残高は販売額を記入します (円)
	1	2	3	4	5	6	7	8	
1	1	2	3	4	5	6	7	8	
2	1	2	3	4	5	6	7	8	
3	1	2	3	4	5	6	7	8	
4	1	2	3	4	5	6	7	8	
5	1	2	3	4	5	6	7	8	
6	1	2	3	4	5	6	7	8	
7	1	2	3	4	5	6	7	8	
8	1	2	3	4	5	6	7	8	
9	1	2	3	4	5	6	7	8	
10	1	2	3	4	5	6	7	8	
11	1	2	3	4	5	6	7	8	
12	1	2	3	4	5	6	7	8	
13	1	2	3	4	5	6	7	8	
14	1	2	3	4	5	6	7	8	
15	1	2	3	4	5	6	7	8	
16	1	2	3	4	5	6	7	8	
17	1	2	3	4	5	6	7	8	
18	1	2	3	4	5	6	7	8	
19	1	2	3	4	5	6	7	8	
20	1	2	3	4	5	6	7	8	
21	1	2	3	4	5	6	7	8	
22	1	2	3	4	5	6	7	8	
23	1	2	3	4	5	6	7	8	
24	1	2	3	4	5	6	7	8	
25	1	2	3	4	5	6	7	8	
26	1	2	3	4	5	6	7	8	
27	1	2	3	4	5	6	7	8	
28	1	2	3	4	5	6	7	8	
29	1	2	3	4	5	6	7	8	
30	1	2	3	4	5	6	7	8	

備考

平成30年の調査・集計体制

平成30年1月から行う家計調査の見直し（調査票の改定等）は、過去の改定と比較しても大幅な変更を伴うことから、当該改定が集計結果に一定の影響を与える場合に備え、平成30年は調査・集計体制を二分し、新・旧方式をオーバーラップさせた調査・集計を行う並行運用を採る。

平成30年1月
(2018年)

平成31年1月
(2019年)

従来調査方式

※オンライン調査は、新方式の調査世帯
で調査開始月に合わせて順次導入

新調査方式